

第九回 皇室典範と「みことのり」

「みことのり」は天皇の公式のお言葉です。したがって憲法等とともに発布された「御告文」「上諭」なども「みことのり」のひとつです。

ところで、最初の皇室典範は明治二十二年二月十一日、大日本帝国憲法と同時に制定されました。ただ憲法は発布されましたが、皇室典範は公布されませんでした。皇室典範はいわば皇室の家法であるとの認識が為政者側にあったからだと言われています。それでも憲法発布の明治二十二年六月、国家学会から伊藤博文『帝国憲法・皇室典範義解』は出版されましたから、丸秘ではありませんでした。

もともと皇室典範を公布すべしという議論は、たしかにありました。尾崎三良―三条実美の側近ですが―などは「典範は・臣民に公布し臣民をして皆遵守奉戴する所を確知せしむべし」と柳原前光をとおして井上毅へ主張したとされています。「皇族と人民とに渉る事項」もそうですが、いわゆる国法一元論、宮中事務と国家の事務は区別すべきでない、とする意見があったことは事実です（原田一明「明治四十年皇室典範「増補」考」、『國學院法學』第40巻第4号、一九四頁）。

現在の皇室典範は昭和二十二年一月十六日に制定されました。前年の十一月三日、日本国憲法が公布されましたが、その第百条等に則ったものであり、現・皇室典範の第一条は「皇位は皇統に属する男系の男子がこれを継承する」となっています。そして昭和二十二年五月三日、日本国憲法が施行されました。その第二条は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」。したがってこれらはセットであり、新憲法は現・皇室典範を前提にして施行された、そう考えて妥当です。

平成二十四年、民主党政権下において「皇室典範に関する有識者ヒアリング」が行われました。その主なテーマは「女性の皇族に皇族以外の方と婚姻された後も御活動を継続していたかどうかの場合の制度の在り方等」でした。その内容は「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（内閣官房皇室典範改正準備室）で公開されました。

実はこの内容にもいくつかの疑問とあります。歴史の事実を無視した議論があると思われます。これも古い「みことのり」を誤解したことが原因にあるのではないかと思いません。

（女性宮家創設と身分の保持）

平成二十四年の「論点整理」におけるポイントは、女性宮家の創設、そして女性皇族が皇族以外の方と婚姻された後の身分の保持に関するものでした。宮家はそもそも皇位継承の安定をはかるためのものです。歴史上に女系天皇は存在しませんから、「論点整理」公開後も様々な批判がありました。

また身分の保持については、旧皇室典範の第四十四条に尊称保持の定めがあったことを例に、議論がなされました。その第四十四条は次の通りです。

「皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍内親王女王の称を有せしむることあるへし」

「仍」は「なお」です。ただしこれはその前にある第三十九条を前提としています。

「皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る」

つまりこの尊称保持は華族制度があつてのことです。日本国憲法の第十四条二項には「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」とあります。したがって「論点整理」では、憲法との関係においても「疑義を生じかねない」（二二頁）と記しています。

いずれにしても「論点整理」の大きな二つのポイントは、まったく新たな制度をつくるもの、その観点から議論されたと思います。したがって歴史を尊重する立場からは、様々な反論が起きました。また皇位継承とは切り離してこれらを議論する、そういう前提でした。それで尊称保持などは、ヒアリングに参加した有識者では、条件付きの人も含め、賛同する人が少なくありませんでした。これらは平成二十四年二月二十日に公表された「皇室制度に関する有識者ヒアリングの実施について」の「議事録」に確認できます。

さてここで大事なことは、議論を皇位継承とは切り離す、その考え方です。「論点整理」では「皇室の御活動の維持が困難になる」ことへの対応策として、先にあげたポイントがテーマとされました。しかしGHQの占領下で皇室離脱をされた方々の復籍について、ほとんど議論はありませんでした。「論点整理」では触れているものの、「皇位継承に関わる極めて微妙な問題」あるいはかつての「皇室離脱のルール」をあげて、議論から排除したように思えます。

しかしこの「皇室離脱のルール」は、本当に正しく解釈されてきたのでしょうか。

（明治四十年と大正七年の「増補」）

最初の皇室典範はその後、明治四十年に「増補」されました。これが正式に皇室典範が公布された最初だろうと思います。これには将来における皇室経済への配慮から、臣籍降下に関する定めが記されています。永世皇族主義の部分修正といわれていますが、「増補」の「みことのり」のポイントは次の文章です。読みやすいように句読点を付け、ひらがなに直して読んでみます。

「祖宗の不基（ひき）を永遠に鞏固（きょうこ）にする所以の良図を惟ひ、且憲章に由て皇族の分義を昭（あきら）かにせむことを欲し、皇室典範増補を裁定し」（伊藤博文『憲法義解』岩波文庫、一九七頁）

「不基」は天皇が国を統治する大業のもとい、ということですが。鞏固は強固です。そしてこの「増補」は「みことのり」にあるように、あくまで「不基を永遠に鞏固」にするた

め裁定されました。

この「増補」は全八条ですが、第一条から第六条までが臣籍降下関連、第七条第八条は条文を引用すると「皇族と人民とに渉る事項」です(問1)。皇族と人民にトラブルが生じた場合の、皇族に適用される規程と人民のそれを定めたものです。トラブルがあれば人民は民法に依りますが、皇族に不利あるとき皇族は皇室典範の定めるところに依るとされたのです。

明治四十年の「増補」は「王」がその対象ですが、よく引用されるのは第六条です。

第六条

「皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを得ず」(前掲、同一九九頁)

また皇室典範は大正七年にも「増補」されました。

大正七年の「増補」

「皇族女子は王族又は公族に嫁することを得」(前掲、同一〇二頁)

これは、梨本宮方子女王と李王世子との婚約が成立して、朝鮮王公族の法的地位を明確にする意味で必要な修正でした。なぜなら、朝鮮併合後における皇族女子と朝鮮の王公族との婚姻などは当初想定されていなかったからです。

(大正九年の「施行準則」)

皇室典範は大正九年に「皇族の降下に関する内規」が裁定されました。これは明治四十年「増補」の「施行準則」です。現実に進まない臣籍降下に対する内規とされました。大正九年三月十七日に枢密院での詳細説明があり、五月十九日に裁定されましたが、内規ですから公布はされていませんでした。現在では国立公文書館のサイトで確認が可能です。

まず、明治四十年の「増補」では「王」を対象に臣籍降下する場合の制度が定められました。

皇室典範増補

「第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ」(岩波文庫

『憲法義解』、一九九頁)

そしてさらに「旧皇族」の方々の特例を定めたものがこの内規です。

皇族ノ降下ニ関スル内規

「第一条 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一條及皇族身位令第二十五條ノ規定ニ依リ情願ヲ為サルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外、勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A03033116800、枢密院御下附案・大正九年(国立公文書館))

長くてわかりにくい条文です。整理しますと、天皇の子(皇子)を一世とすると、皇孫が二世、皇曾孫が三世、そして皇玄孫が四世です。この内容を、平成二十四年十月五日付けで首相官邸のホームページに公表された「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」から要約して引用します。

〔報告書〕「論点整理」の考え方・「旧皇族」の特例

前回お話しした、平成十七年「報告書」の参考資料にもありますが、平成二十四年の「論点整理」においても、大正九年の「皇族の降下に関する施行準則」について、「旧皇族の特例」を次のように解説しています。

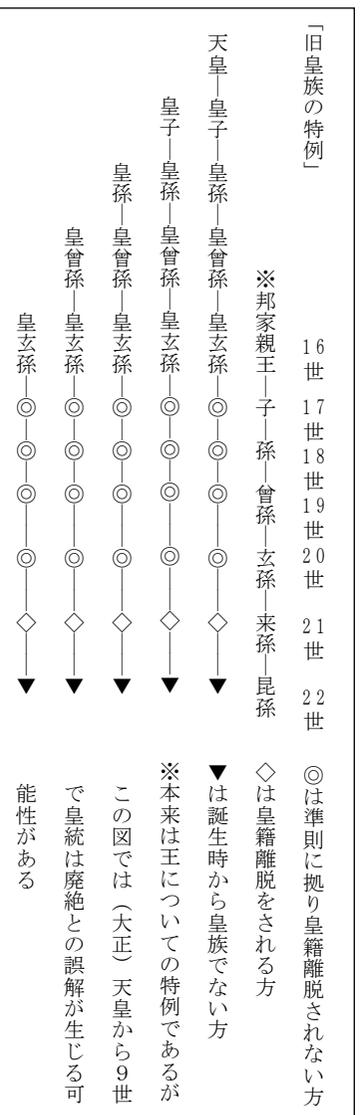
「旧皇族はすべて崇光天皇の16世孫である邦家親王(伏見宮)の子孫であったため施行準則をそのまま適用した場合には、全員が皇籍離脱することとなった。そこで、邦家親王の子(17世)を、特例として、5世王とみなして施行準則を準用することとされた」(問2)

この解説そのものは適切な解説です。先の大戦が終わって、我が国はGHQの占領するところとなりました。そしてその占領下において、いまでは旧皇族といわれている方々の皇籍離脱がありました。その旧皇族の方々の祖先は邦家親王という方で、遡れば崇光天皇、北朝第三代天皇に行きつきます。「旧皇族はすべて崇光天皇の十六世孫である邦家親王(伏見宮)の子孫」というのはその意味です。

崇光天皇の五世孫は貞敦親王という方で一四八八年生まれですから、この「施行準則」を適用すれば、いわゆる旧皇族の方々の祖先は「施行準則」の実施と同時に全員皇籍離脱となります。それでは現実性に欠けるので、「邦家親王の子(十七世)を、特例として、五世王」としたわけです。

さて「旧皇族」の特例」の説明です。

「すなわち、旧皇族については、十一の宮家それぞれについて長男の系統のみ十七世〜二十世までを皇族とし(◎)、それ以外の方は皇籍離脱することとされた(◇)。その結果、十七〜二十世であっても次男以下の系統はすべて皇籍離脱をする(◇)とされていた。また、長男の系統も二十一世は皇籍離脱をする(◇)こととされていたので二十二世以降は誕生したときから皇族ではない(▼)こととされていた」



この図は「論点整理」からそのポイントを簡略化したものです。

つまり旧皇族は邦家親王（十六世）を皇玄孫とみなし、ここから四世の二十世までの長男のみ皇族で、二十一世からはすべて臣籍という解釈です。この図はあくまで「王」を対象とするものですが、図の天皇を大正天皇とすると、畏れ多くも大正天皇の皇玄孫は悠仁親王ですから、その五代あとは臣籍降下、六代からは生まれながらにして臣籍という誤解が生まれる可能性が考えられます。添付されている参考図は、少なくとも適切ではないと思います。説明文をよく読まず、この図を見ただけでは、皇統は自然に廃絶と映ります。当然ながら天皇は代替わりとなりますから、少なくとも天皇の長子の系統はいつでも八世まで皇籍離脱はありません。この誤解を生む可能性のある図は、もう少し工夫が必要だったのではないかと思います。

（律令の「格」と「式」）

ではこういった決めごとが、歴史の中でどのように運用されてきたか、そこを少し考えてみたいと思います。

我が国には律令というものがありません。現在では平安時代初期に撰上された『令義解』等によって、完全ではありませんが、養老令の内容を知ることが可能です。大宝令は七〇一年の施行、養老令は七一八年から撰述されて七五七年に施行されました。ですから奈良時代はまさしく律令時代だったわけですが、奈良時代後期からはその補助法令や施行細目が制定されました。これが「律令格式（きやくしき）」です。

「格式・きやくしき」とは「格」と「式」ですが、「格」は「律令」の補助法令であり「式」はその施行細則です。『類聚三代格』の叙に以下のような文章があります。現代語で要約します。

「格はその時を考慮して制を立てるものであり、式は法令の不足を補い、落ちているものを拾う、いわゆる「拾遺補闕」ということである」（『国史大系25』『類聚三代格』、一頁）

当然ですが、皇室典範は、新旧ともその第一章の名のとおり、「皇位継承」の法そのものです。皇統を存続させるための法であることは疑いようありません。ですから「増補」が皇位継承の法を覆すことは到底あり得ませんし、まして「施行準則」が皇室典範の本文を逸脱することはあり得ません。

皇室典範＜増補＞施行準則、これが原則です。

（律令の運用と皇室典範）

実際に律令格式はどのように運用されていたのでしょうか。たとえば七五七年の勅令があります。『続日本紀』（新日本古典文学大系、岩波書店）から引用します。

文武天皇 慶雲三年（七〇六年）二月十六日

「令（りやう）に准（なずら）ふるに、諸（もろもろ）の長上官の遷り代らむは、皆六考を以て限とす。（中略）百官、選を得る限（かぎり）太（はなはだ）遠し。色別（しきごと）

に二考を減して、各（おのおの）選の限を定むべし」

「令」は大宝令のことです。長上官は一般に京官とか国司。六考とは六年間の人事考課という事です。この「みことのり」では人事考課の期間が六考で非常に長い期間なので、職種別に二年ずつ減ずるようという内容です。これは「令」の補助法令で「格」ということです。

これに対し、その五十一年後、新たな「みことのり」が発せられました。

孝謙天皇 天平宝字元年（七五七年）五月二十日

「頃年（としころ）、選人、格（きやく）に依りて階を結ぶ。人人、位（くらい）高くして、任官に便（たより）あらず。今より以後（のち）、新令（あたらしきりやう）に依るべし」

「格に依りて階を結ぶ」は、たとえば長上官については、文武天皇の「みことのり」にあるように、四考つまり四年間の人事考課で昇格するという事です。それで「任官に便あらず」は、実力の伴わない昇格となっているということです。「格」の弊害が出てきたのでしょう。それで今後は新令つまり養老令の六考に戻す、そういうことを指示された「みことのり」です。

選限（位階をあげる年限）を二年短くした七〇六年の「格（補助法令）」をやめ、新令で元通りに復活させた、そういう事です。新令といっても、大宝令と養老令はほぼ同じであると考えられています。

つまり「令」の範囲内であれば、「格」で時の事情に対応させていたという事実です。元の本文を変えない、そういう事です。あくまで本文の考え方を有効にするための補助法令です。

（皇籍復帰）

歴史の中では臣籍降下されたあと、もう一度皇籍に復帰したという例が数多くあります。なかでもよく知られているのが皇籍復帰して即位された宇多天皇と醍醐天皇です。ここでの時代の天皇だったのか、確認してみたいと思います。

神武天皇紀からはじまって、推古天皇が第三十三代、天武天皇が第四十代です。そして平安遷都の桓武天皇が第五十代で、『日本三代実録』の清和天皇・陽成天皇・光孝天皇がそれぞれ第五十六、五十七、五十八代の天皇です。宇多天皇は第五十九代、醍醐天皇は第六十代の天皇です。

宇多天皇は『日本三代実録』の最後に記載されている光孝天皇の第七皇子でした。光孝天皇は他の皇子とともにこの皇子も臣籍降下させ、源定省（みなもとのさだみ）を賜りました。しかし崩御の前日、光孝天皇は「寛仁孝悌」と定省を評し、臣姓を削り親王に列せ

しめると遺詔されました。そして実力者・藤原基経の支持もあって、光孝天皇崩御の日に定省は立太子、踐祚、その後即位されました。

醍醐天皇は宇多天皇の第一皇子です。ただ宇多天皇の即位は仁和三年（八八七年）、醍醐天皇は仁和元年（八八五年）に源維城（みなもとのこれざね）として生れました。源定省の子、つまり臣下として生れたというわけですが、父の即位に伴って皇籍復帰となり、その後、宇多天皇の譲位によって即位され醍醐天皇となりました。平安時代初期は唐風文化全盛でしたが、醍醐天皇は和歌の振興に尽力されて『古今和歌集』を勅撰したことで知られています。

（「論点整理」の本末転倒）

さて、平成二十四年の「論点整理」に戻ります。有識者の中には明治四十年の「皇室典範増補」第六条「皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを得ず」、あるいは大正九年の「内規」、それらの趣旨を理解せずに解釈し「配布資料」で主張された方もおられました。皇籍復帰の例が歴史上珍しくないことは、いま述べたとおりです。ですからこの第六条を金科玉条とすることは、我が国の「法」と歴史の事実に反する考え方と言わざるを得ないと思います。

繰り返しますが、明治四十年の「増補」は「祖宗の丕基を永遠に鞏固にする所以の良図を惟ひ」制定されました。これは「増補」公布の際の「みことのり」に示されています。皇室経済との関係、それにも増して安定的な皇位継承に不安のないことが前提で、臣籍降下が考えられました。

安定的な皇位継承のための法が、その補助法令である「増補」の、さらにその「施行準則」によって合法的に皇統廃絶の論理となる、そんなことがあってよいのでしょうか。本末転倒と言わざるを得ません。それでは「みことのり」がまったく意味をなさなくなり、何のための「増補」なのか分からなくなってしまいます。

（皇位継承論議）

前回お話ししましたが、養老令の「継嗣令」第一条の「註」の解釈です。平成十七年の「皇室典範有識者会議」「報告書」では「女帝子亦同」を「女帝の子も亦同じ」と解釈する誤りがありました。歴史の事実から検証すると、これは「女（ひめみこ）、ただし帝の子、も同じとする」という意味でした。

そして平成二十四年の「論点整理」では、有識者の配布資料中に旧皇室典範の「増補」と「施行準則」に関する曲解がありました。皇位継承を安定的にするための「増補」と「施行準則」であるにもかかわらず、皇統が自然に廃絶となるような誤解をさせるような図もありました。

様々な意見はあると思います。しかし皇位とはそもそも歴史的御位です。歴史の事実を無視しての議論は如何なものかと思いません。安定的な皇位継承のためには、旧皇族の方々

の皇籍復帰をも含めて検討される、これが歴史に学ぶ姿勢であると思います。

【質疑応答】

問1 明治四十年の「増補」の全文を示して下さい。

回答 伊藤博文『憲法義解』（岩波文庫、一九九頁）から引用します。

明治皇室典範増補（明治四十年二月二十一日）

第一條 王ハ勅旨又ハ請願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナリコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シ

タル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ複スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム皇族ト

人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別

段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

問2 「論点整理」の「旧皇族の特例」はどこで閲覧できますか？

回答 内閣官房のインターネット・サイトで閲覧可能です。また、平成十七年「報告書」の

「参考資料」にも同じものが掲載されています。

「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」五七頁、平成二十四年十月五日、内閣官房

「皇室典範に関する有識者会議報告書」四五頁、平成十七年十一月二十四日、内閣官房

問3 歴史の中に清和源氏や桓武平氏がありました。臣籍降下の初めはどうだったのでしょうか。

回答 歴史上、臣籍降下で有名なのは橘諸兄（たちばなのもろえ）という人です。敏達天皇の子孫で、もとは葛城王といました。父は美努王ですが母は県犬養橘宿禰三千代（あがたいのいぬかいのたちばなのすくねみちよ）——長い名前ですが——でしたので、それを継ぐため臣籍降下を願い出て橘宿禰諸兄となりました。天平八年ですから西暦七三六年です。橘三千代という人は藤原不比等との間に藤原光明子も生んでいます。光明子は聖武天皇の皇后となり孝謙天皇の母となった人です。橘諸兄は正一位左大臣にまでなりました。

また皇室経済という点からの臣籍降下というと、嵯峨天皇の時代が知られています。嵯

嵯峨天皇は『本朝皇胤紹運録』によれば五十名の皇子女が確認できると言われています。嵯峨天皇は弘仁五年（八一四年）五月、皇子の臣籍降下に関して「みことのり」を発せられました。そして天長九年（八三二年）二月、嵯峨天皇の次の淳和天皇ですが、やはり臣籍降下についての「みことのり」を渙発されています。

「子弟を寵秩（ちようちつ）するに、相襲（そうしゅう）の規有り」と雖も、繁昌を抑損するは、固より亦経通の典なり」

「寵秩」は寵愛して官職を与えること。「相襲の規」は代々受け継ぐという制度。「抑損」は抑えて減らす。「経通の典」は道理に通じるお手本です。口語訳しますと「子弟を寵愛して官職を与える、そしてそれは代々継がれるものという制度はあるが、官職を与える人数を抑えて減らすことは、道理に通じるお手本となることである」というようなことかと思えます。

嵯峨天皇の第十二皇子である融は、臣籍降下して源融（みなもとのとおる）となりましたが生前に従一位左大臣になっています。橘諸兄同様、実力があれば、政府の高官にもなれたという例です。また皇室経済への配慮のほかに、別の意図があったのかも知れません。子弟を臣籍降下せしめた上で、その中の能力ある者を政府の高官に任用し、天皇を中心とする政治体制を固めた、そういう見方です。いわゆる皇親政治との批判を免れるための施策と見る考え方です。この辺りはいろいろ議論のあるところかと思えます。

またこれは文学の世界の話ですが、『源氏物語』の主人公・光源氏も臣籍降下した一人です。「光り輝く源氏の君」という意味ですが、先程の源融は主人公のモデルの一人ではないかと云われているようです。その第一帖「桐壺」に桐壺帝の次のような言葉があります。

「無品の親王の外戚の寄せなきにては漂はさじ。わが御世もいと定めなきを、ただ人にて朝廷の御後見をするなむ、行く先も頼もしげなめること」と思し定めて、いよいよ道々の才を習はさせたまふ」（『源氏物語 一』、新日本古典文学大系¹⁹、岩波書店、二二頁）

―無品（むほん）の親王で、頼りになる母方の後ろ盾もないという状態は忍びない。私の治世もいつまで続くか分からないのだから、臣籍降下して朝廷の補佐役になれば、彼の将来も開けてくるのではないか。帝はそう思い定めて、源氏の君にいつそう様々な学問を学ばせたのでした―

現代語訳しますと、以上のようなことですが、「ただ人にて」は臣籍降下して臣下となるということ。嵯峨天皇の皇子は源の姓を賜りましたが、のちには桓武天皇の皇子が平の姓を賜りました。